

障発0515第1号
平成25年5月15日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「地域生活支援事業の実施について」の一部改正について

地域生活支援事業の実施について（平成18年8月1日障発第0801002号当職通知）の一部を別添のとおり改正し、平成25年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、内容を御了知の上、都道府県において管内市町村へ周知されたい。